

研究会報告書の提言に対する対応状況

報告書の提言	提言に対する対応	改正ガイドライン (案) 記載箇所
<p>第2 流通・取引慣行ガイドラインの見直しの各論（具体化）</p> <p>1 構成の変更</p> <p>① 事業者及び事業者団体の利便性向上の観点等から、同一の適法・違法性判断基準に基づき判断される行為類型を統合するなどして、現行の第2部を中心として再構築することが適当。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ガイドライン第2部（流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針）を、改正ガイドライン（案）においては第1部（取引先事業者の活動に対する制限）とし、現行ガイドライン第1部（事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針）のうち垂直的制限行為に係る記載（第4、第6の1）と統合。 ・ メーカーと流通業者を前提とした記載を一般化。 	第1部
<p>② 第1部と第3部におけるその余の記載については、メーカーと流通業者の取引関係等の変化や総代理店・並行輸入品の実態等の変化も踏まえ、その必要性に応じて見直し後のガイドラインにおける位置付けを検討することが適当。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ガイドライン第1部の記載のうち垂直的制限行為に属さない行為に係る記載（第1「顧客獲得競争の制限」、第2「共同ボイコット」及び「第3 単独の直接取引拒絶」）を、改正ガイドライン（案）第2部（取引先の選択）とする。 ・ 現行ガイドライン第3部（総代理店に関する独占禁止法上の指針）は、基本的に位置付けを維持し、第1「競争者間の総代理店契約」は削除。 ・ 現行ガイドライン第1部第5から第7、第2部第4については基本的に削除。ただし、現行ガイドライン第1部第6の1（対抗的価格設定による競争者との取引の制限）は維持。 	第2部 第3部 第1部2の注2 第1部第2の2 (2)
<p>③ 第2部第5（小売業者による優越的地位の濫用）や、その他各行為類型における優越的地位の濫用に係る具体例については、優越ガイドラインを参照することとし、記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ガイドライン第2部第5（小売業者による優越的地位の濫用行為）等を削除し、優越ガイドラインを参照する旨を記載。 	第1部1(2)

報告書の提言	提言に対する対応	改正ガイドライン (案) 記載箇所
載は削除。		
<p>2 適法・違法性判断基準の更なる明確化</p> <p>(1) 分析プロセスの明確化</p> <p>① 多様化するビジネスモデルに対応することができるよう、適法・違法性の判断に当たっての分析プロセスを明確化する必要がある。ただし、現行ガイドラインの基本的な枠組みは残しつつ、それを発展させる形で見直しを行っていくべき。</p> <p>② 分析プロセスの明確化に当たっては、現行ガイドラインの適法・違法性判断基準である市場閉鎖効果と価格維持効果について、ビジネスモデルの多様化に対応できるよう、経済学的な考え方を踏まえつつ、内容の更なる充実を図っていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ガイドラインの基本的な枠組みは残しつつ、垂直的制限行為に係る総論的記載を拡充することによって分析プロセスを明確化。どのような場合に市場閉鎖効果及び価格維持効果が生じるかについての記載を詳細なものとする。 	<p>第1部3(2)ア、イ</p>
<p>(2) オンライン取引に関連する垂直的制限行為について</p> <p>分析プロセスの明確化に当たっては、オンラインのプラットフォーム事業者による行為を含めたオンライン取引に関連する垂直的制限行為について避けて通るべきではない。今後生じ得る様々なビジネスモデルにも応用できるような汎用的な考え方を示すことが望ましい。</p> <p>例えば、間接ネットワーク効果などの更なる考慮要素等の記載の必要性について検討することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン取引に関連する垂直的制限行為についても、その競争に及ぼす影響についての考え方を異にするものではないことを明記。 ・ プラットフォーム事業者に係る考え方を追記（プラットフォーム事業者による行為についても、その競争に及ぼす影響についての基本的な考え方を異にするものではないこと、適法・違法性判断に当たってはネットワーク効果等も考慮する必要があること）。 ・ オンライン取引に関する具体例を追加するとともに、考え方を追記。 	<p>第1部1(1)</p> <p>第1部1(1), 3(1)</p> <p>第1部第1の2(7), 第2の6(2), 第3の1(1)</p> <p>第1部第2の3(2)(4)</p>

報告書の提言	提言に対する対応	改正ガイドライン (案) 記載箇所
<p>3 その他</p> <p>(1) 原則違法となる行為類型の考え方の整理等</p> <p>「安売り業者への販売禁止」等の原則違法の行為類型が再販売価格維持行為の考え方に準ずると整理も踏まえ、分かりやすさの観点から、見直し後のガイドラインにおけるこれらの行為類型の位置付け等について検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則違法の行為類型が、再販売価格維持行為で示した考え方に準ずることを明記。 	<p>第 1 部 第 2 の 4 (4), 6 (3)</p>
<p>(2) 審判決例や相談事例の積極的な活用</p> <p>審判決例や相談事例は、具体的な行為に基づき独占禁止法上の考え方が示されているものであり、積極的に各行為類型の記載に盛り込んでいくべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判決例を 4 件、相談事例を 6 件追加。 	<p>—</p>